

## 奈良市外国人おもてなし環境整備補助金交付要綱

### (目的)

第1条 旅館施設において海外衛星放送の受信設備、Wi-Fi 環境、多言語での案内表示等外国人宿泊客の利便に供する設備及び環境を整備することにより、外国人の誘客促進を図るため、旅館業を営む者等に対し、予算の範囲内で奈良市外国人おもてなし環境整備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業、同条第3項に規定する旅館営業及び同条第4項に規定する簡易宿所営業をいう。
- (2) 旅館施設 旅館業を営む者が人を宿泊させるために設ける施設（奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（昭和58年奈良市条例第30号）第2条第2号に規定するラブホテルを除く。）及びその付帯施設をいい、従業員のための福利厚生施設及びその関連施設を除く。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の要件を備えているものとする。

- (1) 市内で旅館業を営んでいること又は旅館施設を所有していること。
- (2) 第1条の目的のために旅館施設の整備（平成27年4月1日以後の工事等の契約に係るものに限る。）を行う者であること。
- (3) 市税を完納していること。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) インターネット回線の導入及び増設費用
- (2) Wi-Fi 等、無線 LAN の導入に必要な製品の購入及び設置費用
- (3) 受信機等、海外衛星放送受信に必要な製品の購入及び設置費用
- (4) 外国語（多言語）案内表示の作製及び設置工事費用
- (5) その他、外国人のおもてなしにつながる施設改善で必要と認められる費用

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業には補助金を交付しない。

- (1) 他の補助制度の対象となる事業
- (2) 申請日の前に既に着工している事業

- (3) 申請日の属する年度の3月31日までに完了しない事業
- (4) その他、この補助金の交付目的になじまないと認められる費用  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、対象者ごとに年間50万円を限度とする。

- 2 補助金の交付は、対象者ごとに1年度に1回限りとする。  
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書
- (4) 市税の納付状況を調査することについての同意書（別記様式）
- (5) その他市長が必要と認める資料  
(補助金の実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、対象工事等が完了したときは規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 着手前、工事中及び完了後の各写真（備品については、各商品の写真）
- (2) 工事等に要した経費の請求書の写し
- (3) 収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める資料  
(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。